

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地面積の敷地面積 に対する割合	環境施設の面積の施 設面積に対する割合
甲種区域	法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「対象区域」という。）のうち都市計画法（昭和43年法律第10号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
乙種区域	対象区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

（既存工場等に係る面積の算定）

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のため工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が前条の表における甲種区域又は乙種区域の区域の範囲内に存す

る場合であつて、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定める式によるものとする。

- 2 法準則別表第1の業種の区分の欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表における甲種区域又は乙種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定める式によるものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。